

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第217号)
規制の名称	天井の脱落防止、昇降機及び遊戯施設の脱落防止
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課
評価実施時期	平成30年3月28日
事前評価時の想定との比較	事前評価時と同様に大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等について、地震時における安全性の確保が必要であり、当該規制の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	当該規制の導入前と比較して、建築主において建築費用が増加したと考えられる。
(行政費用)	当該規制の導入前と比較して、特定行政庁等において審査コストが増加したと考えられる。
(効果)	大規模空間を有する建築物の天井やエスカレーター等の脱落防止等に係る措置が建築基準法に基づいて行われ、地震等に対する建築物等の安全性の向上に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はない。
(便益(金銭価値化))	当該規制強化の効果については定量的に判断することは困難であり、そのため効果を金銭価値化して便益を把握することはできない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制強化に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	当該規制の導入に伴い、遵守費用として建築費用が増加し、行政費用として審査コストが増加したと考えられる。一方、当該規制の導入により、大規模空間を有する建築物の天井やエスカレーター等の脱落防止等に係る措置が建築基準法に基づいて行われ、地震等に対する建築物等の安全性の向上に寄与した。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。 上記の費用と効果(便益)を比較すると、地震時に天井やエスカレーター等の脱落する危険性等から国民の生命及び身体が守られるという効果(便益)に対して、当該規制に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる程度のものであり、今後も同様の効果(便益)が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。
備考	